

別表 1 (第 4 条関係)

階層	支給基準		区分	都補助 (月額)	区補助 (月額)	計 (月額)
1	幼児が生活保護法の規定による生活保護を受けている世帯に属する場合		第 1 子	6, 200	10, 000	16, 200
			第 2 子			
			第 3 子以降			
2	第 1 階層を除き幼児が区市町村民税の所得割非課税の世帯に属する場合	ひとり親世帯等	第 1 子	6, 200	10, 000	16, 200
			第 2 子			
			第 3 子以降			
		ひとり親世帯等以外の世帯	第 1 子	3, 200	10, 000	13, 200
			第 2 子	6, 200		16, 200
			第 3 子以降			
3	幼児が区市町村民税の所得割課税額が 1 円以上 77, 100 円以下の世帯に属する場合	ひとり親世帯等	第 1 子	3, 200	10, 000	13, 200
			第 2 子	6, 200		16, 200
			第 3 子以降			
		ひとり親世帯等以外の世帯	第 1 子	1, 800	10, 000	11, 800
			第 2 子	6, 200		16, 200
			第 3 子以降			
4	幼児が区市町村民税の所得割課税額が 211, 200 円以下の世帯に属する場合		第 1 子	1, 800	10, 000	11, 800
			第 2 子			
			第 3 子以降	5, 600		15, 600
5	幼児が区市町村民税の所得割課税額が 256, 300 円以下の世帯に属する場合		第 1 子	1, 800	10, 000	11, 800
			第 2 子			
			第 3 子以降	5, 000		15, 000
6	幼児が区市町村民税の所得割課税額が 256, 300 円を超える世帯に属する場合		第 1 子	1, 800	10, 000	11, 800
			第 2 子			
			第 3 子以降			
7 ※ 1	税未確認世帯		第 1 子	0	10, 000	10, 000
			第 2 子			

		第3子以降			
--	--	-------	--	--	--

※1 税未確認世帯とは、区市町村民税未申告等により、区が定める期限までに区市町村民税額が決定しない世帯のことをいう。期限後に、区市町村民税が決定した場合であっても、階層変更は行わない。

※2 東京都の補助対象経費に学納金（特定負担額）含む世帯は、以下のとおりとする。

ア 第1階層及び第2階層の世帯

イ 第3階層のひとり親等世帯及び第3階層のひとり親等世帯以外の世帯から第5階層までの「第3子以降」に該当する幼児を有する世帯